

平成 23 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名 エフワン株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 宮崎 國敏
(コード番号 8128 大証第 2 部)
問 合 せ 先 経理部長 花田 憲一
(TEL 06-6241-8520)

当社完全子会社化のための定款の一部変更 および全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成 23 年 3 月 18 日付「当社完全子会社化のための定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下、平成 23 年 4 月 6 日付の同プレスリリースの一部変更に関するお知らせとあわせて「3 月 18 日付当社プレスリリース」といいます。)にてお知らせいたしましたとおり、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項を付するための定款一部変更及び全部取得条項付普通株式(下記「I. ②」において定義します。以下同じ。)の取得について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議し、また、全部取得条項のための定款一部変更について、本日開催の普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。また、同時に、資本金の減少の件につきましても、平成 23 年 3 月 18 日付「資本金の額の減少に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本臨時株主総会において付議いたしましたところ、承認可決されましたので、お知らせいたします。

記

I. 当社の完全子会社化のための当社の定款の一部変更について

当社は、3 月 18 日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式の全部の取得(以下総称して「本定款一部変更等」といいます。)等について必要なお承認を頂くため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、当社において普通株式とは別の種類の A 種種類株式を発行できる旨の定めを新設する。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更して、当社普通株式に全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。)を付す旨の定款変更を行う(以下、全部取得条項が付された当社普通株式を「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容としては、当社が株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、上記①による A 種種類株式を 155 万分の 1 株を交付する旨を定めるものとする。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項ならびに上記①および②による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式を有する株主(当社を除きます。)の皆様(以下「本件株主様」といいます。)から当社の全部取得条項付普通株式の全て(自己株式を除く)を取得し、当該取得と引換えに、取得対価として全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種種類株式を 155 万分の 1 株の割合をもって交付する。

II. 当社の完全子会社化のための当社定款の一部変更(本定款一部変更等のうち①及び②)の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

本定款一部変更等のうち①およびこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。本定款一部変更等のうち②は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。本臨時株主総会の第1号議案にかかる定款変更の内容は、3月18日付当社プレスリリースの「I. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」記載の変更の内容のとおりであり、本臨時株主総会の第2号議案および本種類株主総会の議案に係る定款変更の内容は、同プレスリリースの「I. 2. 全部取得条項を付すための定款一部変更の件」記載の変更の内容のとおりです。

2. 定款変更の効力の発生

本定款一部変更等のうち①およびこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって、本日、その効力が発生いたしました。また、本定款一部変更等のうち②の定款変更の効力は、平成23年5月19日に発生いたします。

III. 全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち③）の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。本臨時株主総会の第3号議案にかかる全部取得条項付普通株式の取得の内容は、3月18日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第171条第1項に基づき、株主総会の特別決議によって、本件株主様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、本定款一部変更等の①および②による各変更後の定款の定めに従い、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式155万分の1株を交付するものです（かかる割合による割当の結果、グッドヒル株式会社（以下「グッドヒル」といいます。）以外の各本件株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。）。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち③）の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本定款一部変更等のうち②の効力発生を条件として、平成23年5月19日に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

本件株主様に対して交付することとなる1株未満の端数につきましては、その合計数（但し、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合であっても、当該切り捨てられた端数部分を加味して売却代金が算定され、各本件株主様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。）に相当するA種種類株式を、法令の定める手続に従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件に売却することにより、その売却により得られた代金を本件株主様に対して、その有する端数に応じて交付することを予定しております。

かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却代金につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り取得できた場合には、別途定める基準日（平成23年5月18日とすることを予定しております。）においてグッドヒルを除く本件株主様が保有する当社全部取得条項付普通株式の数に金60円（グッドヒルが当社普通株式に対して公開買付けを行った際の当社普通株式1株あたりの公開買付け価格と同額）を乗じた金額に相当する金銭を本件株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しております。

IV. 本定款一部変更等に関する日程の概略（予定）

本定款一部変更等に関する日程の概略（予定）は以下のとおりです。

なお、本定款一部変更等の結果、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の定める株券上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式は、平成 23 年 4 月 12 日から同年 5 月 13 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 23 年 5 月 16 日をもって上場廃止になる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所において取引することはできません。

平成 23 年 4 月 12 日（火）	整理銘柄への指定
平成 23 年 4 月 13 日（水）	全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式の交付に係る基準日設定 公告
平成 23 年 5 月 13 日（金）	当社普通株式の最終売買日
平成 23 年 5 月 16 日（月）	当社普通株式の上場廃止日
平成 23 年 5 月 18 日（水）	全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式の交付に係る基準日
平成 23 年 5 月 19 日（木）	本定款一部変更等のうち②の定款変更の効力発生日
平成 23 年 5 月 19 日（木）	当社による全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式の交付の効力発生日

以 上